

# 香川県報



第 80 号

平成 17 年

10月11日(火曜日)

## 告 示

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

字の名称の変更	(自治振興課)	一
地方自治法施行令の規定による観音寺市及び三豊郡の区域の人口	(みどり保全課)	二
保安林の指定の解除予定の通知	(障害福祉課)	三
保安林の指定の解除予定	(下水道課)	三
身体障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出	(総務学事課)	六
知的障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出	(経営支援課)	六
児童福祉法の規定による事業の廃止の届出	(土地改良課)	七
道路の区域変更及び供用開始	( )	八
都市計画事業の認可	( )	八
公 告	( )	八
一般競争入札の実施	( )	八
大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告	( )	八
土地改良事業の同意	( )	八
土地改良事業計画変更の認可	( )	八
土地改良事業の工事完了の届出	( )	八
経営体育成基盤整備事業に係る異種目換地の指定	( )	八
監査委員公表	( )	八
監査結果に基づく措置の公表	( )	八

## 告 示

香川県告示第六百二十四号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、観音寺市の区域内において、次の表の下欄に掲げる字の名称を当該上欄に掲げる字の名称に変更し、平成十七年十月十一日から施行する旨、観音寺市長職務執行者から届出があった。  
 平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上欄（変更後の大字）	下欄（変更前の大字）
大野原町海老濱	大字五郷海老濱
大野原町有木	大字五郷有木
大野原町内野々	大字五郷内野々
大野原町井関	大字五郷井関
大野原町萩原	大字萩原
大野原町大野原	大字大野原
大野原町花稲	大字花稲
大野原町中姫	大字中姫
大野原町丸井	大字丸井
大野原町福田原	大字福田原
大野原町青岡	大字青岡
豊浜町和田浜	大字和田浜
豊浜町和田	大字和田
豊浜町箕浦	大字箕浦

香川県告示第六百二十五号

平成十七年十月十一日から観音寺市、三豊郡大野原町及び同郡豊浜町を廃し、その区域をもつて新たに観音寺市を置くことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第一号の規定による観音寺市の人口及び同令第七十六条第一項第一号の規定による三豊郡の人口を次のとおり告示する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市・郡の名称	人 口
観音寺市	六六、五五五人
三豊郡	七三、四九四人

香川県告示第六百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
観音寺市豊浜町和田字大谷丙九八の二、丙九九、丙一〇〇の二、丙一〇一の二、丙一〇二の二、丙一〇三の二、丙一〇四の二、丙二二の二、丙二二一の二、丙二二五の二
  - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由 土地改良事業用地とするため
- 香川県告示第六百二十七号
- 次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。
- 平成十七年十月十一日
- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 解除に係る保安林の所在場所  
小豆郡土庄町長浜字明座乙一六の八

- 二 保安林として指定された目的 魚つき
- 三 解除の理由 道路用地とするため

香川県告示第六百二十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇一 一〇一一〇一 一八	すばる訪問介護 東かがわ市松原一〇一一二	株式会社サミーズ 東かがわ市松原一〇一一二	平成十七年九月三十日	身体障害者居宅介護

香川県告示第六百二十九号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇二 一〇一一〇一 一七	すばる訪問介護 東かがわ市松原一〇一一二	株式会社サミーズ 東かがわ市松原一〇一一二	平成十七年九月三十日	知的障害者居宅介護

香川県告示第六百三十号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一〇〇一 一六	すばる訪問介護 東かがわ市松原一〇一一二	株式会社サミーズ 東かがわ市松原一〇一一二	平成十七年九月三十日	児童居宅介護

香川県告示第六百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十月十一日から同年十一月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 造田綾南線（百八十五号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員（メートル）		
綾歌郡綾南町大字萱原字南二四六番一地从先から綾歌郡綾南町大字萱原字下所七九四番一地从先まで	前	一一・〇 四三・〇	一八八	平成十三年香川県告示第五百二十四号で変更した区域の一部
	後	一一・〇 四三・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年十月十一日

香川県告示第六百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 施行者の名称 三木町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 高松広域都市計画下水道事業 三木町公共下水道
- 三 事業施行期間 平成十七年十月十一日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 香川県木田郡三木町大字池戸字横上地内
  - 2 使用の部分 該当なし

## 公 告

香川県告示第五百六十六号  
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十一年香川県規則第十九号）第六十六六条の規定により公告する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 入札に付する事項
  - 次に掲げる物件の売払い
  - 1 所在地 観音寺市有明町甲四〇二六番一〇八（付帯設備、工作物、雑木を含む。）
  - 住居表示 観音寺市有明町一一番五号
  - 地 目 宅地
  - 実測面積 二〇五・四三平方メートル
  - 建 物

<p>構 造 木造スレート葺平屋建 延床面積 七五・三〇平方メートル 構 造 木造波形鉄板葺平屋建 延床面積 五・五一平方メートル 最低売却価格 四二〇万円</p> <p>2 所 在 地 坂出市入舟町一丁目三七二番四六 住居表示 坂出市入船町一丁目二番二八号 地 目 宅地 実測面積 三四五・七四平方メートル 最低売却価格 三、一五〇万円</p>	<p>最低売却価格 一、四三三万円</p> <p>6 所 在 地 木田郡牟礼町大字大町字丹僧二二三番六、木田郡牟礼町大字牟礼字堀越三二六番七、三二七番四(付帯設備、工作物、雑木を含む。) 地 目 宅地 実測面積 一、五三三・七〇平方メートル 建 物 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根四階建 延床面積 一、一一四・四七平方メートル 構 造 コンクリートブロック造スレート葺平屋建(二棟) 延床面積 一一八・三五平方メートル 構 造 鉄骨造スレート葺平屋建 延床面積 二四・七〇平方メートル 最低売却価格 二、四二〇万円</p>
<p>3 所 在 地 木田郡三木町大字池戸字上池二九九一番五、二九九七番八(工作物、雑木を含む。) 地 目 宅地 実測面積 九四九・〇一平方メートル 最低売却価格 三、四〇五万円</p> <p>4 所 在 地 木田郡三木町大字池戸字鴨内一七八九番五 地 目 雑種地 実測面積 一、四六五・七五平方メートル 最低売却価格 二、二六二万円</p>	<p>7 所 在 地 高松市伏石町字初席地二二〇一番一(仮換地 一六三街区二画地、保留地 一六三街区二画地)(付帯設備、工作物を含む。) 地 目 宅地 実測面積 一、三三六・一一平方メートル 〔仮換地(一六三街区二画地) 一、一五四・四五平方メートル〕 〔保留地(一六三街区二画地) 一八一・六六平方メートル〕 建 物 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根三階建 延床面積 四八一・三八平方メートル 構 造 コンクリートブロック造陸屋根二階建 延床面積 五六〇・〇六平方メートル 構 造 コンクリートブロック造スレート葺平屋建(二棟) 延床面積 五五・六五平方メートル 構 造 鉄骨造スレート葺平屋建 延床面積 一七・〇〇平方メートル</p>
<p>5 所 在 地 さぬき市寒川町石田東字東原甲一三六一番一(付帯設備、工作物、庭石、樹木を含む。) 地 目 宅地 実測面積 三八一・九六平方メートル 建 物 構 造 鉄骨・コンクリートブロック造鋼板葺平屋建 延床面積 七八・〇〇平方メートル 構 造 コンクリートブロック造スレート葺平屋建 延床面積 九・〇〇平方メートル</p>	

最低売却価格 一億二、四八〇万円

8 所在地 高松市屋島西町字谷東一三三四番一四（工作物を含む。）

地目 宅地

実測面積 二〇一・七八平方メートル

最低売却価格 一、〇〇九万円

9 所在地 高松市屋島西町字谷東一三三四番一六（工作物を含む。）

地目 宅地

実測面積 二二五・九七平方メートル

最低売却価格 一、一三〇万円

10 所在地 高松市福岡町四丁目二番七（工作物を含む。）

地目 宅地

実測面積 一〇三・七〇平方メートル

最低売却価格 九四五万円

二 入札に参加することができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当する者

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者

3 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条に規定する暴力団及びその構成員

4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百七十七号）第五条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

三 入札参加の申込

本入札に参加を希望される方は、入札参加申込受付期間内に次の書類を添えて県有財産売払いの一般競争入札参加申込書兼受付書を提出してください。

1 個人の場合 住民票、誓約書及び印鑑登録証明書

2 法人の場合 登記事項証明書、誓約書及び印鑑証明書

四 入札参加申込受付期間、申込場所及び申込方法

1 入札参加申込待期間 平成十七年十一月十八日（金）から同月三十日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日は除く。）

なお、受付時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 申込場所 〒七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県総務部総務学事課

3 申込方法 持参又は郵送によるものとする。ただし、郵送にあつては、簡易書留により申込受付期間内に到達したものを受け付けるものとする。

五 入札説明会

一の1から10までについて、本件入札に係る物件の概要及び入札心得等の説明を次のとおり行う。

日時 平成十七年十一月十四日（月）午前十時から午前十一時まで

場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館二階第一会議室

六 現地説明会

各物件の所在地（現地）において、物件内容等の説明を次のとおり行う。

一の1 平成十七年十一月十五日（火）午前十時から午前十一時三十分まで

一の2 平成十七年十一月十五日（火）午後一時三十分から午後二時まで

一の3 平成十七年十一月十五日（火）午後三時三十分から午後四時まで

一の4 平成十七年十一月十七日（木）午後一時三十分から午後二時まで

一の5 平成十七年十一月十六日（水）午前十時から午前十一時三十分まで

一の6 平成十七年十一月十六日（水）午後一時から午後二時まで

一の7 平成十七年十一月十六日（水）午後三時から午後四時まで

一の8 平成十七年十一月十七日（木）午前十一時から午前十二時二十分まで

一の9 平成十七年十一月十七日（木）午前十一時二十分から午前十一時四十分まで

一の10 平成十七年十一月十七日（木）午前九時三十分から午前十時まで

七 入札及び開札等

1 入札及び開札の日時及び場所

<p>一 日時 一の1 平成十七年十二月十六日(金)午前十一時三十分(受付は、午前 十時三十分から午前十一時まで) 一の2 平成十七年十二月十六日(金)午後二時十分(受付は、午後一時 十分から午後一時四十分まで) 一の3 平成十七年十二月十六日(金)午後三時五十分(受付は、午後二 時五十分から午後三時二十十分まで) 一の4 平成十七年十二月二十日(火)午前十一時三十分(受付は、午前 十時三十分から午前十一時まで) 一の5 平成十七年十二月二十日(火)午後二時十分(受付は、午後一時 十分から午後一時四十分まで) 一の6 平成十七年十二月二十一日(水)午後二時十分(受付は、午後一 時十分から午後一時四十分まで) 一の7 平成十七年十二月二十二日(水)午前十二時三十分(受付は、午 前十時三十分から午前十一時まで) 一の8 平成十七年十二月十九日(月)午後二時十分(受付は、午後一時 十分から午後一時四十分まで) 一の9 平成十七年十二月十九日(月)午後三時五十分(受付は、午後二 時五十分から午後三時二十十分まで) 一の10 平成十七年十二月二十日(火)午後三時五十分(受付は、午後二 時五十分から午後三時二十十分まで)</p> <p>二 場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館二階第一会議室</p> <p>2 入札書の提出方法</p> <p>持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは認めない。</p> <p>八 入札保証金</p> <p>入札者は、入札金額の百分の五以上を入札保証金として入札前に納付しなければなら ない。</p> <p>九 入札の無効</p> <p>入札参加資格を有しない者の入札、入札参加申込受付期間内に入札参加の申し込みを</p>	<p>していない者及び県有財産売払いの一般競争入札説明書等において示した入札に関する 条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決 定を取り消す。</p> <p>十 入札又は開札の取消し又は延期</p> <p>天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明ら かに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期するこ とがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の 負担とする。</p> <p>十一 落札の無効</p> <p>落札者は、落札の日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落 札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とす る。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合 は、この期間を延長することができる。</p> <p>十二 予約完結権の譲渡</p> <p>売買契約に関する予約完結権は、第三者に譲渡してはならない。</p> <p>十三 契約書の作成の要否 要</p> <p>十四 その他</p> <p>入札説明会及び現地説明会に不参加の者が入札した場合は、当該説明会における説 明事項については、了知しているものとみなす。</p> <p>十五 問い合わせ先 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県総務部総務学事課総務グル ー プ 電話番号〇八七 八三一 三〇七四</p> <p>香川県公告第五百六十七号</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)第八条第一項 の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三 項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成十七年十月十一日</p> <p>意見の対象となった届出に係る公告</p> <p>香川県知事 真 鍋 武 紀</p>
---	---

平成十七年香川県公告第三百三三号

香川県知事 真鍋 武 紀

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ志度 さぬき市志度二二〇九番地ほか

三 法第八条第一項の規定によりさぬき市から聴取した意見の概要

営業時間を延長することにより、周辺の住民等に迷惑がからぬよう管理・防犯面での対策を講じること。また、前面道路は学校の通学路になっているので、交通面での対策を講じること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

1 意見書を提出した者

さぬき市商工会

2 意見の概要

営業時間の変更により、特に開店時間の繰り上げは通勤ラッシュにあたり、相当な交通渋滞が予想されることから、周辺地域で営業している事業者や住民の利便が損なわれる場合には、駐車場の確保や誘導員の確保等による対策について配慮すること。また、騒音対策については、注意看板等による対策はとられるものの、変更後において騒音が著しい場合には、遮音壁等の対策を講じるなど騒音防止に配慮すること。なお、廃棄物等に係る保管、処理に関し適正な処置を講じるとともに、環境美化に努めること。

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年十月十一日（火曜日）から同年十一月十一日（金曜日）まで

香川県公告第五百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年九月二十九日同意した。

平成十七年十月十一日

町名	土地改良事業名
さぬき市	単独県費補助土地改良事業安松地区
"	単独県費補助土地改良事業宮本池地区
"	単独県費補助土地改良事業富蒲谷池地区
"	単独県費補助土地改良事業成山池地区
"	単独県費補助土地改良事業川崎池地区
"	単独県費補助土地改良事業本村地区
"	単独県費補助土地改良事業大角地区
"	単独県費補助土地改良事業龜鶴地区
"	単独県費補助土地改良事業障泥地区
"	単独県費補助土地改良事業新田地区
"	単独県費補助土地改良事業香内地区
"	単独県費補助土地改良事業船原地区
"	単独県費補助土地改良事業大井地区
"	単独県費補助土地改良事業大道地区

香川県公告第五百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、香南南部土地改良区が土地改良事業（維持管理事業）計画を変更することについて平成十七年九月二十八日認可した。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県公告第五百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、土

地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
さぬき市(旧入川町)	農用地造成事業	南川地区	昭和四九、三、三一

香川県公告第五百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業綾南南部地区(第二工区)において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
綾歌郡綾南町大字陶字田所	六七〇七 二	田	田	五〇〇平方メートル

**監査委員公表**

香川県監査委員公表第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じる旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成十七年10月11日

香川県監査委員 栗田 隆 義  
同 石川 豊  
同 石川 穠 治  
同 野田 峻 司

- 1 監査対象部門 政策部
- 2 監査対象年度 平成16年度
- 3 措置の状況

監査の結果(対象機関)	措 置 の 状 況
<p>未利用地は、取得や維持管理には多大な費用を要していることから、県土地開発公社の所有しているものを含め、計画的に処理をすべしと見込みながら、適正価格による売却を進められた。 (政策課)</p>	<p>県有未利用地と土地開発公社長期保有地については、財政再建方策(平成16年10月)に沿って、今後の利用可能性等を検討したうえで、利用の見込みがないものについては、一般競争入札や公募等により、適正価格による売却を積極的に進めており、今後とも適正かつ計画的な処理に努める。</p>